

の差を利用する事もある。何れにしても国家は公債証券を銀行に卸売するのみであつて、銀行は専ら請負者として大なる危険を負担する。

第三 売 債

売債とは国家が募債の如く煩雑な手続をしないで私人より資金を得て之に対し公債証券を交付するのをいう。すなわち公債証券の小売である。売債を分つてフランス式売債と取引所売債との二つとする。

第四 中央銀行引受

公募並びに売債は平時に於て普通に採られる公債発行方法であるが、非常時にあつて一時に巨額の公債を起すには必ずしも其の目的を達し得ると限らぬ。そこでかかる場合に中央銀行引受の方法が採られることになる。思うに公債発行は臨時費支弁の方法であつて、公募並びに売債は金融界より先ず資金を引上げるのであるが、公債の発行により先ず金融の逼迫をきたし次に臨時費の支出により逼迫を調整する順序をとる。しかるに中央銀行引受の方法による時には公債と引かえに中央銀行が必要な銀行券を発行するのであるから、金融界を逼迫せしめる事なくして臨時費

の財源を調達する事となる。そして臨時費支出により財界に撒布せられた資金は貯金預金となつて金融界に還流し、中央銀行引受の公債が金融界に消化せられ膨脹したる銀行券が収縮する順序をとる。

かくの如く中央銀行引受は公債発行の最も容易なる方法であるから、非常時に際し一時に多額の公債を発行するには適当している。しかし中央銀行引受が一定限度を超える時には膨脹したる銀行券は容易に回収せられず、所謂悪性インフレーションを惹起し、財政と国民経済との両方面に悪影響を齎すおそれがある。

我国は第二次世界大戦中に戦費調達のために中央銀行引受の方法を最も強くとつた。財政法第五条は次の規定を設け中央銀行引受の方法に制限を設けている。

すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金 of 借入については日本銀行からこれを借入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第五 政府筋引受

以上は、中央銀行、民間の諸金融機関、一般大衆を相手として公債を発行する場合であるが、更に政府部内に於て公債を引受ける場合がある。政府部内には銀行業、保険業等の金融機関があると共に公務員が組織する共済組合があり、これ等の機関が資金の運用のために公債を買入れるのである。我国に於ける政府筋の公債引受としては大蔵省資金運用部と簡易保険局と政府関係共済組合其の他をあげることができるが、大蔵省資金運用部が最も重大なる役割を演じている。

第八節 公債の管理

発行せられたる公債は一定年限の後に償還せられて消滅するのを原則とするが、其の間に各種の体様の变化が公債に加えられる事がある。これ公債の借換と公債の整理とであつて、財政が膨脹し公債が累増し経済界の変転が烈しい時には特に注目すべき問題となる。

第一 公債の借換

公債の借換とは公債の体様を変更することをいう。公債の体様は元金、利率、償還期限、据置期限などの起債条件に係るから、借換は元金、利率、償還期限、据置期限などの変更である。

しかし普通に借換といえば狭義に解し利率の変更を意味する。利率の変更といつても之を低減することであるから、公債の借換といえば低利借換を意味する。但し我国では低利借換の外に満期に達した旧公債を新公債を以て償還することを意味する場合がある。

最近文明諸国に於ては資本が増加してやまず、利率も遞減するの傾向を示し、債権者は元本の償還せられるのを欲しないようになり、公債の形式も有期公債より永遠公債に移る趨勢を生じた。其の結果として公債発行の技術も大いに改まり、借換は低利借換の形を採ることとなつた。

低利借換とは元本に変更を加えずただ利率のみを減するをいう。故に旧公債証券に新利札を附するか、又は旧債券を受取り新債券を交付するかによつて、この目的を達する。この借換は單純の利下げに止まるが故に、それだけ債務者たる国家の利益となり、それだけ債権者たる私人の損失となる。しかし利率遞減の傾向がある以上は、債権者も公債の利率の低下に甘んずる外ない。思うに償還せられた資金を他に放資するも低い利子を得るに止まるからである。低利借換は十九世紀の後半より文明諸国の採用する借換の唯一の形式となり、之によつて諸国が財政を整理したことは少なくない。

第二 公債の整理

公債の整理とは多種多様の公債を合同して同一の条件、同一の形式を有する公債とするのをいう。故に公債の整理は借換と共に行われることがある。しかし公債の整理は多種の公債を同一形式の公債とすることを主とするから、常に借換と同時に進行されるものと限らない。思うに多種の公債が雑然として存するときには国庫も債権者も不便を感ずることが少なくない。利率を異にし、担保を異にし、売買の価格を異にすると、取扱に煩わしく、商取引に適しない。殊に取引所における取引に於ては、其の売買目的物は齊一にして互に替えることを得るのみならず、巨額に存して何時にても容易に其の供給を得るものであることを要する。故にかくの如き市場に於て敏活なる取引に適せしめんとせば、同一の形式を有する巨額の公債が存することを必要とする。かくの如くして公債が敏活なる取引に適するに至ると、公債を需要する者も多く、従つて公債の市価が高くなり、間接には国家の公信認を大にすることができる。加うるに公債の整理は財政整理を行つた証拠となるから、国家の公信認を一層高く増すこととなる。債権者と国庫とに便宜を与え同時に国家の公信認を大にすることが公債整理の目的である。

種類の異つた公債を同一方式に統一するには、二つの方式がある。第一は既存の確定公債の或るものを標準にとり他種類の公債を之に統一せしめるのである。第二は公債の性質種類を変ぜず単に公債証券の方式を統一し、之に新名称を附するのである。第一は公債の種類性質を変更することとなるから組換整理という。第二の方法の中で借換と並び行われるものを借換整理といい、然らざるものを単純整理という。

第九節 公債の消滅

公債の消滅は元金債務の消滅をいう。そして元金債務の消滅は元金を償還する方法が普通であるから学者は公債の消滅を以て公債償還と同一視するのである。しかし公債の消滅としては償還の外に公債の取消がある。

第一 公債の取消

公債の取消とは国家が其の公債の元本又は利子に関し、全部又は一部の支払停止を宣言するのをいう。その支払停止は個人に於ては破産であるから、国家に於てもこの状態を国家破産とい

う。又国家が明示せずして債務を履行せず、又は僅かに其の一部を履行するに止まる場合にも、之を公債取消とすることができる。例えば強制借換をなし、硬貨公債を紙幣にて利払するが如きである。之を間接の国家破産という。しかし公債利子の全部又は一部の支払停止並びに間接の国家破産は厳格に言えば未だ公債消滅とみなし難い。其の元金の全部又は一部を取消することとなると明白に公債の消滅であり、之を厳格の意義における国家破産とする。

以上は明示的の公債の取消であるが、黙示的の公債の取消をも考える事ができる。すなわちインフレーション政策の結果として貨幣価値を極端に下落せしめ、明示的には公債を取消さないが事実にて公債を取消したのと同じ効果を収める方法である。この方法は徴税費が少く議会の協賛をへる必要のない便利な租税であると説く人があるが、恰も其の点に重大なる欠陥がある。経済上の弱者たる節約者、定額生活者、小債権者を害する副作用が頗る大である。第一次世界大戦後のドイツがその適例である。

第二 公債の償還

一 公債償還の意義

公債の償還とは元金を払戻して、公債の全部又は一部を消滅せしめ、永久的に負担を免れるのをいう。公債償還の範囲並びに方法は起債の際に於て法令又は契約によりて定められるのが例である。有期公債は少なくとも満期に至つて償還せねばならぬ。之に反して有期公債の中でも一時支払公債、定額支払公債の如きものを満期に先立つて悉く償還するのは、債権者の権利を無視することとなるが故に、財政の伸縮如何を問わず定まつた時に之を償還せねばならない。有期随時支払公債は稍々この弊を脱し財政の伸縮に適應する所がある。永遠公債に至つてはその償還は全く財政上の都合に随うべく一定の期限に償還する必要がない。

二 公債償還の制度

公債償還制度は自由償還制度と強制償還制度との二つに分れる。自由償還制度とは、国家が法令に依り強制的に償還する義務を負わず財源の存するに従つて自由に償還の程度を定める制度である。之に反し強制償還制度は、法令又は契約に依りて償還を強制せられ、財源の有無と財政の都合とに依つて国家が償還の程度を定める自由を有しない制度である。故に自由償還制度と強制償還制度との別は、第一に公債の種類形式の如何に依つて定まり、第二に償還に関する政策に依つて定まる。

有期一時支払公債、有期定期支払公債、富籤公債、年金公債の如きは其の性質上強制償還たるべきものである。之に反し有期随時支払公債並びに永遠公債は自由償還たることを得べきものである。しかるに是等の有期随時支払公債並びに永遠公債についても強制償還制度とする事がある。減債基金制度が即ちそれである。

自由償還制度と減債基金制度との別は償還の財源にも関係する。自由償還制度は償還財源を剰余金に取るを常とし、剰余金があると償還し、無ければ償還しない。是れ自由なる所以である。減債基金制度は、基金を以て償還基金の財源とし其の基金を充実するのは剰余金の有りや無しやに関係ない。故に剰余金なきも尙償還は一定の計画に従つて進行すべく、是れ強制償還たる所以である。

三 我国の国債償還制度

我国は国債を償還するために明治三十九年に国債整理基金特別会計法を定め一種の減債基金制度を採用したのである。この法律は国債償還のために国債整理基金という特別会計をおき、その基金にあてるべき資金は毎年一般会計より繰入れることとし、その繰入金の中で明治三十七八年戦役に関する経費支弁のために発行した国債及びその借換のために

発行した国債に関する分は年額一億一千万円を下るを得ないこととした。明治四十二年度よりは償還額は五千万円を最小限とする方針をとつた。大正四年に法律を改め国債償還の割合を前年度首における国債総額の万分の百十六以上とし、三千万円を下るを得ないこととした。昭和二年に至り前々年度に生じた一般会計の剰余金の四分の一を下らない金額を減債基金に繰入れることに改めたのである。昭和五年度よりは、前年度首国債総額の万分の百十六に相当する償還基金全部を一般会計より繰入れていたのを改めて、各負担会計よりそれぞれ負担公債額に応じ繰入れることとなつた。昭和七年度よりは、当分の内、国債総額の万分の百十六に相当する金額の繰入をその三分の一以上とし、又一般会計における前々年度剰余金の四分の一に相当する金額の繰入を全部停止することとした。其の後しばしば改正が行われたが、ドッジ予算以後は国債の償還は財政上にも国民経済上にも重要な政策となつている。

現行法によれば、国債の償還にあてるため各負担会計より国債整理基金特別会計に繰入れられるものは次の三つである。

(1) 前年度首における国債総額の万分の百十六以上とし三千万円を下らない金額

- (2) 割引の方法を以て発行した国債の前年度首における未償還分の発行価格差減額を発行の日より償還の日までの年数を以て除した額に相当する金額
- (3) 新規純剰余金の中、その二分の一を下らない金額

第八章 地方財政論

第一節 国家財政と地方財政

一 国家と地方公共団体 国家の目的は一元的に之を遂行する事が出来るが、国家の手のみでは国政の運用が画一に流れ国民の眞の生活に触れない憾みがある。ここに国家の下に各種の地方公共団体を設け国政の相当部分を分担せしめばならぬ。特に近代国家に於ては大都市の発達が著しく其の規模は小国を凌駕する程であつて、国民生活に占める地位が重要となつている。地方公共団体は其の目的を達するために国家と同様に財政を営まねばならぬ。これ国家財政と並んで地方財政が問題となる所以である。

極端なる中央集権の国ならば、社会万般の職務を凡て国家の手一つにて行うべく、その経費も国家自ら之を徴収し且つ支弁すべきである。同時に極端なる地方分権の国ならば、地方が凡ての

事に当りそして此等の経費は地方自ら之を調達し且つ支弁すべきである。しかし、かかる国家及び地方団体は通常存在せず、ここに国家と地方団体との職分の分割が起り、又経費支弁の分割が起るのである。然らば国家地方団体の職分及び負担を如何に定むべきや。国家の行うべき職分と地方公共団体の職分の間融通を行い、財政の融通を許すのが混合主義であり、多くの諸国は混合主義を採つてゐる。従つて地方財政問題も、混合主義を前提として論を進むべきである。

二 我国の地方財政 国家以下の下級地方公共団体の構成は国により非常に違つてゐる。そして其の相違たるや、実質的原因たる歴史事情に基づき又は形式的な原因たる地方制度に依つて生ずるのである。これ地方財政の研究には制度を先ず研究すべく、同時に地方の歴史を調査する必要のある所以である。

我国は久しく中央集権主義をとつていたが、新憲法第八章に地方自治の規定を設け地方分権の思想を取り入れることとなつた。行政全般を規定する地方自治法の線に沿ひ地方財政法、地方税法、地方交付税法が制定せられ地方財政に関する法制を整備したのである。特にシャウプ勸告に基づく税制改革はこの方向に一層強い拍車をかけたのである。

第二節 地方財政の幅

一 普通経済と特別経済と公営企業 我国の地方公共団体は都、道、府、県、市、町、村に分れてゐる。然らば此等の地方公共団体の財政の幅はどうなつてゐるのであるか。

国家財政が一般会計の外に特別会計を設けてゐるように、地方財政は一般会計たる普通経済の外に特別会計たる特別経済をおいてゐる、特別経済が特に重要なのは大都市財政である。特別経済につき注目すべきは公営企業の特別会計であつて、地方財政法第六条は次の規定を設けてゐる。

政令で定める公営企業（一、軌道事業、地方鉄道事業及び自動車交通事業、二、電気事業、三、ガス事業、四、上水道事業）については、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その歳出は当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。

二 地方歳入と地方歳出 試みに地方歳入と地方歳出とを昭和三十年決算につき推計して次の数字を得たのである。（百万円単位）

第三節 国家経費と地方経費

一 国家経費と地方経費の差異点と共通点 国家経費と地方経費とは共通点を有すると共にそれぞれ特色を有している。学者の中には国家目的に応じて経費を四分し国防費（武力目的）、法務費（法律目的）、福利費（福利目的）、文化費（文化目的）とするものがある。一時、世界各国の財政に於て社会立法費が巨額を占め、文化国家を以て近代国家の代名詞としていた時があるが、第二次世界大戦を中心とし更に終戦と共に事情は変化しつつある。

思うに近代国家に於ては国防費、法務費は国家財政より之を支出し、福利費、文化費は国家財政と地方財政の両者が之を負担する事となつてゐる。武装的平和の完成に専念している関係からして金額からいえば国防費が断然多く、国防費を含む国家財政が遙かに地方財政を圧している。しかし国民生活の円満なる発達を期するためには武力目的の外に福利目的と文化目的にも相当の考慮を払ふ必要がある。これ福利費と文化費を主として支出する地方財政を重要に考えねばならぬ所以である。

二 地方財政と国家財政との負担区分

地方財政と国家財政との負担区分の問題は地方財政にとり重要である。地方財政法はその原則を掲げている。地方公共団体がその全額を負担する経費（主として地方公共団体の利害に關係のある事務を行うために要する経費であつて、地方公共団体の議会及び議会の議員の選挙に要する経費など十二種）と国がその全額を負担する経費（主として国の利害に關係ある事務を行うために要する経費であつて、国会議員の選挙及び国民投票に要する経費など八種）とを両極端とし、中間に国と地方公共団体とが負担する経費（国と地方公共団体相互の利害に關係のある事務を行うために要する経費であつて、義務教育に従事する職員に要する経費など十四種）が存在している。

第四節 地方収入

一 地方収入の特色 国家財政に於ては其の中心目的が武力目的と法律目的とに存しているから経費は原則として収入を随伴せず、従つて収入の主要部分は租税に之を仰がねばならぬ。勿論、戦争の如き非常事件が勃発した時には巨額の収入を国債により調達する事があるが、その国

債の大部分は租税収入を将来に繰延べているに止まり、将来に生ずべき企業収入を国債償還の財源にあてる事は割合に少いのである。之に反し地方財政にあつては国政事務を代つて行うか、又は福利目的と文化目的とを遂行し併せて公營事業を営むために其の経費を支出するのであるから地方経費には収入を随伴するものと収入を随伴しないものとの二つが分れる。収入を随伴しない地方経費を支弁するためには原則として租税収入に依頼すべきであるが、其の他の地方経費については補助金収入と公營事業収入とを中心とする租外収入に其の財源を求めねばならぬ。又地方債の相当部分は生産的性質を帯びているから、地方税収入と租税収入の繰延べに当る部分と公營事業収入より支弁せられる部分とより成るのである。要するに国家収入は租税収入を中心として成立するに反し、地方財政に於ては租外収入が相当の幅を占めている。これ地方財政統計が地方歳入を分つて税収入と租外収入とし、更に租外収入を分つて財産収入、使用料及び手数料、国及び府県よりの支出金、寄附金、公債等とし、国家財政の収入とは異なる分類を採用する所以である。

二 租外収入の分類

地方財政制度の改正により税収入が増加したが、それでも地方収入の

約半額は租外収入が占めている。租外収入といつても地方公共団体の種類により異つてゐる。公債収入はすべてに共通して重要であるが、使用料及び手数料と国県支出金は地方公共団体の種類により重さを異にしている。公營企業を営む大都市については使用料及び手数料が重きをなし、町村にては国県支出金が重きをなし、その他の地方公共団体については中間である。

地方債特に大都市債は金融市場に歓迎せられていたが、インフレーションの進行と共に必ずしもそうでなくなつた。現今にて大蔵省資金運用部が地方債を消化する最も重要な機関となつてゐる。むしろ各地方公共団体所在の金融機関も地方債消化の一役を買つてゐる。

第五節 地方税

一 地方税の地位

地方税が地方財政に占める地位は市町村財政に於ては例外なく重要であるが、都道府県財政に於て地方税の占むる地位は必ずしも一様でない。そして、大都市財政に於ては公營事業収入たる使用料及び手数料収入が目立つてゐる。しかしここに注意すべきは、租税収入に於ては多少の徴税費を要するにしても、殆んど其の収入の全部が地方財政の純収入となる

に反し、大都市財政の所謂使用料収入は経費の面に電気及び瓦斯事業費、公債費の如き莫大なる金額に上る項目を随伴し、収入支出の差引勘定としては比較的小額の純収入を残すに過ぎないからである。すなわち総収入として公營企業収入は巨額に上つてゐるが、純収入に至つては租税収入を重視せねばならない。こう考えてくると、道府県財政はもとより大都市財政も中小都市財政も町村財政も財源の重要部分を租税収入に仰ぐ訳である。

二 直接課徴形態と間接課徴形態 地方団体の經常収入につき二種の法律がある。地方税法が直接課徴形態を定め地方交付税法が間接課徴形態を定めてゐる。地方自治の建前らかいえば直接課徴形態のみで貫くべきであるが、調整をはかる意味からして間接課徴形態の制度を併用してゐる。

交通が発達せず経済関係が単純であつた時代では素朴な地方自治で問題を解決し得たのである。しかし経済関係が複雑化し経済単位と地方公共団体の地理的区域とが一致しなくなつた今日では、素朴な地方自治に修正を加えねばならなくなつた。しかし地方税の本体は地方自治であるから住民から直接に課徴する租税を中軸とせねばならぬ。そして国家経費の一部をプールした地

方交付税は修正的役割を演ずるのであるから第二義的の意味を有すべきである。

三 普通税と目的税 直接課徴形態の租税は普通税と目的税とに分れる。普通税は一般経費の支弁にあてられ国税地方税に共通したものである。之に反し目的税は特定目的たとえば水利地益の目的にあてるため課税するものであつて地方税のみに見られる現象である。何分にも地方公益団体は地域団体であるから物税中心になる傾向が強い。しかし人税を欠くことは決して調和がとれた租税制度といひ得ない。ここに人税として市町村民税府県民税という住民税が採用せられたのである。

四 地方交付税と地方譲与税 直接課徴形態の課税の欠点を間接課徴形態の方法で修正することは第二次世界大戦以後に各国に広く行われた所である。素朴なる地方自治に放任する時は財政上の弱肉強食が行われる結果をもたらすから、その弊害を避けるために国税の一部をプールに入れ、そのプールから各地方公共団体に適当に金額を配付する必要が起る。

間接課徴形態たる地方交付税と地方譲与税が直接課徴形態の租税より大なることは決して喜ばしいことでない、中心は直接課徴形態の租税である。しかし間接課徴形態の地方交付税と地方譲

与税は或る一定額まで保持して置く必要がある。保持する以上は欠点を除かねばならぬ。問題は算出と配付の方法である。

五 地方税体系

従来、我国では中央集権主義が租税制度の上にも行われ、従つて地方税体系の重心が国税附加税に存していた。所が終戦後に地方分権主義が地方税体系の中に導入せられるに及び、直接課徴形態では国税附加税を廃し間接課徴形態から還付税を廃止し、地方独立税と地方配付税との二本建で地方税体系を貫くこととなつたのである。

しかし事業税、地租、家屋税の課税において地方税は国税より十分に独立しきれず、又市町村税は道府県税附加税があることによつて道府県税より充分に分離しきれなかつたのである。ここにシャウプ博士は、地方税を国税より切り離すと共に市町村税を道府県税より完全に独立せしめることを勧告し、そして地方配付税を廃止して地方財政平衡交付金の制度を確立した。二十九年より地方財政平衡交付金に代り地方交付税の制度が設けられ更に地方譲与税の制度も定められた。

地方税体系を道府県税体系と市町村税体系とに分ち、各税が三十二年度にどれだけ地方財政計

画に上つているかを推計して次の結果を得たのである。(単位百万円)

道府県税体系			
普通税	道府県民税	三二、九六二	
	事業税	一〇七、九二三	
	不動産取得税	五、四八〇	
	たばこ消費税	一九、四二四	
	娯楽施設利用税	一、三五七	
	遊興飲食税	一六、〇五七	一九六、四三七
	自動車税	九、六九〇	
	鉦区税	五〇五	
	狩猟者税	四〇九	
	道府県固定資産税	二、一四二	
	その他	四八八	
地方譲与税	入場譲与税	一七、七〇七	二八、七五六
	地方道路譲与税	一一、〇四九	
目的税(軽油引取税)			五、五一四
計			一三〇、七〇七

	予算(百万円)	決算(百万円)
10 年度	2,215	2,206
11 年度	2,417	2,282
12 年度	3,488	2,709
13 年度	3,550	3,288
14 年度	4,882	4,493
15 年度	6,173	5,860
16 年度	8,657	8,133
17 年度	9,317	12,551
18 年度	12,879	19,871
19 年度	19,698	21,496
20 年度	24,956	115,207
21 年度	119,087	205,841
22 年度	214,256	461,974
23 年度	461,974	699,448
24 年度	742,723	633,294
25 年度	664,576	749,838
26 年度	793,707	893,942
27 年度	932,536	1,017,164
28 年度	1,027,251	1,040,761
29 年度	998,880	1,018,169
30 年度	1,013,314	
31 年度	1,034,923	
32 年度	1,137,464	

最近の財政の規模を研究するには、一般会計と特別会計との外に政府関係機関を調べる必要が

ある。この三種の予算を合計して、重複額を差引くと、昭和二十九年度と三十年年度とに次の数字を得るのである。

一 一般会計	九一九、四五七	二十九年度歳出(百万円)	九九九、八七九
特別会計	一、七〇一、四七五		一、六二四、七五〇
政府関係機関	七三七、〇七一		七二一、八四六
計	三、四三〇、〇〇四		三、三四六、四七七
重複額	△ 七七九、三一五		△ 七八二、七八二
差引き財政規模	二、六五〇、六八九		二、五六三、六九四

二 地方財政の発達

地方財政は戦前には国家財政の一般会計と同じ位の金額を示していたが、戦争により国家財政中心主義が採られたため地方財政は其の意義を少くした。終戦後に地方自治が高調せられ政治の実情も地方分権主義を促進したために地方財政は急に重要さを加えて来たのである。地方財政統計の発達が不充分なるために精密なる研究を施すことが出来ないのは遺憾である。

憾である。地方歳出決算を昭和十七年度より示すと次の結果を得るのである。

昭和十七年	十九年	二十一年	二十三年	二十五年	二十六年	二十八年	二十九年	三十年
一、七四六	(予算)二、三六二	一九、一八三	一五六、三五五	三一二、三三六	四一二、九二九	六〇九、〇二二	六七七、四二八	七〇二、〇五四
市 (百万円)	一、三三八	一、一八三	五、四六五	六二、九三三	一七一、二三八	二二九、一七五	二三八、八三六	二八七、二四五
町村 (百万円)	七一三	六八五	四、四五八	五九、九四八	一三二、七七二	一六〇、七五四	二二一、八九四	一九九、五七三
合計 (百万円)	三、七九八	四、二三一	二九、一〇八	二七九、二三七	六一六、三四七	八〇二、八五九	〇六九、七五二	一七六、七九七

第二節 国際財政統計

一 各国財政の特異性 財政生活の重心は、国家地方団体が租税を強制的に徴収することに存している。第一次世界大戦までは各国の租税が比較的軽く従つて租税負担の問題はあまり深刻に感ぜられていなかった。しかるに第一次世界大戦の戦費調達のためと、これにより生じた公債を整理するために、世界各国は戦勝国といわず、戦敗国といわずすべて重税に苦しんだのである。租税負担を軽減するには、先ず各国の租税負担の真の姿を統計的に把握する必要がある。第一次世界大戦前には少数の学者が研究室内の作業として扱つていた国際財政統計が、俄かに国際問題の焦点となるに至つたのは、全く租税負担の問題から出発したのである。第二次世界大戦の後においても第一次大戦以上の重い租税負担が加わり国際財政統計の問題はいよいよ重要となつてきたのである。

国際財政統計を研究するには、各国が毎年発表する所の歳計すなわち予算決算の数字を用いるのである。しかし歳計の内容は、国により異り又同一国内にあつても時代により変動を生じ比

較研究には不適当なるものがある。会計年度、一般会計と特別会計との区分、部款項目節の分類の方法などが各国で形式を異にしている。特に地方財政を加えて考えると問題はますます複雑になる。此等の歳計の異なる形式を統一して一定の規格にあてはめることは、国際財政統計の研究には必要な条件でありながら同時に非常に困難な仕事である。しかし仮りに各国の歳計を一定の規格に統一し得たとしても、各国歳計の意味が実質的に異つてゐるから整理の必要がある中央集権の国があり地方分権の国があり、国家の統制の強い国と自由経済の広く行われる国があり、農業国と商工業国との差がある。これ等の政治経済の事情の差は統計の上に大いなる影響を与へるものである。思うに各国の歳計なるものは歴史的政治的の産物であつて決して理論的合理的ばかりで構成されていないから、この各国財政の特異性を頭に置いて問題の解決に当らねばならぬ。

二 租税負担率の国際比較

第二次世界大戦の戦費は第一次世界大戦の比でなく、それが財源として国債収入と租税収入とが急に増したのである。特に政府支出金の撒布が新興所得層の購買力を増したから過剰購買力を吸収してインフレーションを阻止するためにも新增税方法が採用

せられることとなつた。各国の国民所得に対し租税負担総額の占める割合を第二次世界大戦について見ると、第一次世界大戦後の負担率たる最低八パーセント最高二六パーセントにくらべ実に二〇パーセント乃至四〇パーセントの多きに及んでゐるのである。

もちろん租税収入額それ自身が多少曖昧なる数字である上に国民所得の算定方法にも種々の問題が残されているから、租税負担率についても統一した結論に達し得ないのである。現に第一次世界大戦後の賠償問題に關連して各国の租税負担率を算定するに当り、債務国と債権国とのいずれも、分母たる自国の国民所得をなるべく低く見積り、分子たる自国の租税額をなるべく高く見積り、以て自国の租税負担率の重いことを誇張し賠償問題の展開を有利にせんとしているとの非難もあつた。しかし、この政治的事情のほかに貨幣制度の紊乱という経済的事情が加わり、租税収入額と国民所得を示す貨幣額それ自身の意味さえ分らなくなつたのである。この政治的及び経済的事情がたださえ解決の困難である租税負担の理論と相結んで問題を迷宮に追いこんだのである。

最後に問題となるのは、累進の理論が国家の租税論にも適用されるという主張である。すなわ

ち富国の二割の租税負担率は貧国の一割五分の租税負担率よりも、国民経済を圧迫する程度が少いというのである。思うに国家は生存の目的のため或程度の経費の支出を絶対的に必要とするのである。国家にも最低生存費が考えられるというのである。従つて最低生存費を顧慮すると、同一の租税負担率にしても富国と貧国とにより解釈を変えねばならぬのである。ここに租税負担論は一変して経費論となるのである。すなわち、その国の徴収した租税は必要欠くことの出来ない経費にあてられているかどうか、各国の最低生存費を如何にして算定すべきかの問題にうつらねばならぬ。かの租税総額を分子とし国民所得を分母として算定した租税負担率の一本槍で問題を解決するが如きは、余りに単純に過ぎる。租税負担率の重要なことは疑の余地のない所であるが、問題解決の多くの鍵の中の有力なる一つであるに止まる。他の鍵のあるのを忘れてはならぬ。

納本

昭和三十五年五月十日五版印刷
昭和三十五年五月十五日五版発行

財政学入門
定価 貳百圓

著者 沙見三郎

発行者 小峰友吉
東京都千代田区 田駿河台三の七

印刷者 三協印刷株式会社
東京都文京区表町七二番地



発行所 株式会社 廣文社
東京都千代田区神田駿河台三の七

電話 神田(29)三〇二二番
振替 東京 一一四八八番

落丁、乱丁の際はお取換致します





